



早いもので1学期も終わりを迎えようとしています。臨時休校や各種行事の延期・中止などもあり、いまひとつ実感がわかない先生方もいらっしゃるかもしれません。今回の「ひりゅう」は夏休みに向けた話題たっぷりなので、ぜひ一読ください。

土曜授業の振替 について



龍郷町では、今年度は9回の土曜授業が実施予定です。最後の3回分については振替可能期間が次年度にまたがっていますが、異動や勤務処理簿の整理等もありますので年度内に取りをすすめます。長期休業を利用するなどして、計画的に取得しましょう。

〈 令和2年度 土曜授業の振替可能期間 〉

土曜授業実施日	振替可能期間
5月9日	4月1日～8月28日
6月13日	4月20日～10月2日
7月11日	5月18日～10月30日
9月12日	7月20日～12月28日
10月10日	8月17日～1月29日
11月14日	9月23日～3月5日
12月12日	10月19日～3月31日
1月9日	11月16日～3月31日
2月13日	12月21日～3月31日

★ 前もって振替を取得していた土曜日に休みを取る場合の勤務処理は、「年休」になります。

★ 長期休業中に振替を取り、その日に部活動の指導を行った場合も、教員特殊業務手当(部活動手当)が支給されます。



特別休暇 にはどんな種類があるの？

先生方の多くが夏季休業中に取得する「夏季休暇」、これは特別休暇のひとつです。

- ◎ **夏季休暇** … 学校職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇。
7月から9月までの期間内において、原則連続する5日の範囲内で取得。

特別休暇は、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により学校職員が勤務しないことが相当である場合として定められた休暇です。職員の申請後、所属長の承認を受けなければならず、内容によって取得できる期間や単位も異なります。

今回は特別休暇の中からいくつかを紹介してみます。聞きなれないものもあるかも…？

名称	原因	承認を与える期間
弔祭休暇	忌引：学校職員の親族(別に定める)の死亡	親族に応じ1日～10日
	祭日：配偶者、職員・配偶者の父母、子の年忌	各1日
永年勤続休暇	本年度中に45歳又は55歳に達する職員の健康維持増進	連続する2日の範囲内
結婚休暇	学校職員の結婚(婚姻届の提出又は挙式等の日より起算)	週休日等を除く連続する7日の範囲内
出産補助休暇	配偶者の出産に伴う看護、家事等への従事	定められた期間内で3日
育児参加休暇	妻が出産する場合、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	出産予定日前8週・後8週の期間内で5日
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動(別に定める)に参加	5日の範囲内

※ そのほかの休暇や詳細については、各校事務職員にお尋ねください。



「山の家・海の家」事業について

○ 新型コロナウイルスの影響が心配されましたが、例年通りの実施が決定しました♪

開設期間

令和2年7月21日(火)～8月31日(月)

＜補助額＞

大人 1泊 4,000円 小人 1泊 3,300円

【※1人2泊まで】(小人は満3歳以上小学生まで)

☆利用の流れ☆

- ① 事業対象の宿泊施設へ予約(※互助組合HPで確認)
⇒ 予約の際、「山の家・海の家」での利用であることを伝えてください。
- ② 補助券の申請手続き ア) 郵送 イ) Web*
- ③ 宿泊施設チェックイン時に補助券提出
- ④ 現地精算
⇒ 利用料金から補助額を差し引いた額をお支払いください



※ Web申請に必要なパスワードは、令和2年7月20日(月)10:00から新しいパスワードへ変更されます。利用の際は一度事務職員までお尋ねください。

特別保養施設利用補助 事業について

新型コロナウイルスの影響を考慮し、45歳又は55歳になる組合員を対象とした特別保養施設利用補助事業については、今年度に限り、**申請することで利用期間を来年度末まで延長できることになりました**(※申請をしなければ延長はできません)。

来年度に利用したいと思われる方は、**令和3年3月20日までに「特別保養施設利用補助券申請書」に必要事項を記入し、互助組合へ郵送してください**(記入例は互助組合だより第149号を参照、もしくは各校事務職員までお尋ねください)。

マイナンバーカードの交付申請方法について

最後に、7月から「マイナポイント事業」の申し込みが始まったことで、また話題になりつつあるマイナンバーカードの交付申請方法について簡単にご紹介します。

最も簡単な申請方法として、「通知カード」に同封されていた交付申請書をお持ちの場合は、スマホやパソコンでのオンライン申請ができます(改姓や転居等で通知カードの記載事項に変更がある場合でも、そのままオンライン申請が可能です)。

もし、交付申請書を紛失されている場合は、現在お住いの市町村役場で手続きをして申請書を入手し、オンライン申請またはそのまま窓口での申請も可能です(詳細は市町村役場まで)。

その他にも、マイナンバーカード総合サイトから手書き用の交付申請書をダウンロードした上で、郵送による交付申請をすることもできますので、ご自身にあった方法を探してみてくださいね。



「マイナポイント事業」とは、キャッシュレス決済サービスを利用した際、利用額の25%がポイントとして最大5000円分還元される制度で、今年9月～来年3月末まで実施されます♪

※還元を受けるためには、マイナンバーカードを申請した後に別途手続きが必要です(詳しくは公式サイトにて)。